

(単位：円)

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～21：30	9：00～21：30
大ホール	平 日	31,460	41,940	47,120	116,960
	祝休日	39,320	52,420	58,900	139,730
大ホール	楽 屋 1	830	1,110	1,220	3,160
	楽 屋 2	830	1,110	1,220	3,160
	楽 屋 3	410	550	610	1,570
	楽 屋 4	410	550	610	1,570
	楽 屋 5	410	550	610	1,570
	楽 屋 6	610	820	890	2,320
練 習 室 1		1,300	1,730	1,890	4,920
練 習 室 2		1,300	1,730	1,890	4,920
練 習 室 3		1,910	2,550	2,790	7,250
小ホール	平 日	4,560	6,080	6,870	17,000
	祝休日	5,700	7,600	8,580	20,390
中ホール	平 日	14,400	19,200	21,590	53,570
	祝休日	18,000	24,000	26,980	64,080
中ホール	楽 屋 7	410	550	610	1,570
	楽 屋 8	410	550	610	1,570
	楽 屋 9	410	550	610	1,570
	楽 屋 10	410	550	610	1,570
	楽 屋 11	410	550	610	1,570
練 習 室 4		2,420	3,230	3,530	9,180
視 聴 覚 室		2,020	2,700	2,950	7,670
会 議 室		1,490	1,990	2,180	5,660
講 習 室 1		830	1,110	1,220	3,160
講 習 室 2		830	1,110	1,220	3,160
研 修 室		1,830	2,440	2,660	6,930
和 室 1		990	1,320	1,440	3,750
和 室 2		2,000	2,670	2,920	7,590

備 考

- この表中「祝休日」とは、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。
- 大、中及び小ホールを利用日前日に準備又はリハーサルに利用する場合は、この表に定める使用料の3割相当の額とする。
- 大、中及び小ホールを利用するに当たり、入場料若しくはこれに類するもの(入場料、会費、その他名称のいかんに関わらず、入場することに関し徴収する入場対価をいう。)を徴収する場合は、次の表の使用料とする。

入場料等の最高額	使用料
1,000円以下の額	この表の使用料
1,000円を超え、3,000円以下の額	この表の使用料の2倍の額
3,000円を超える額	この表の使用料の3倍の額

- 各施設を商業宣伝、営業又はこれに類する目的で利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。ただし、小ホールを利用する場合で市内に事業所等を有しない者にあつては、この表に定める使用料の5倍の額とする。
- 利用当日に利用時間を繰り上げ又は延長する場合は、1時間(30分以上は1時間とみなす。)につき、この表に定める使用料の3割相当の額とする。
- 使用料の算出額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。